

富士児相 第10-22号
平成23年11月 1日

ふじ虹の会
富士宮市里親会 会長様
富士市里親会

富士児童相談所長

委託児童のマスコミ取材や写真等、映像の取り扱いについて
(お願い)

児童相談所の業務に御理解をいただきありがとうございます。また、里親活動に細やかな対応ありがとうございます。

さて、委託児童の写真等、映像の取り扱いについて下記のとおり特段の配慮をお願いするよう。

なお、会員の皆様にも周知願います。

記

- 1 写真は、その子どもさんが特定できる、極めて高い個人情報です。テレビ、新聞等のマスコミに写真を出す場合には、保護者の方が了解していないこともありますので、事前に児童相談所にお知らせください。
【マスコミの取材には、正面の写真は避け、後姿や顔がはっきりしないものでお願いします】
- 2 委託されている児童の成長の証に写真やビデオを撮影し、本人やその保護者に渡すことについては特に問題となったことはありませんが、それを里親さんの友人等の第3者に公表したことが問題となったことがありました。十分配慮してください。
- 3 写真やビデオは、なるべく児童本人、保護者、里親だけの中で共有するようになしてください。

富士児童相談所
育成班

電話 0545-65-2141
FAX 0545-65-2288